

【スイス】公共の場所等で顔面を覆い隠すことを禁じる法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2021 年 3 月のスイス連邦憲法改正を受けて、2023 年 9 月、スイスにおいて、公共の場所で顔面を覆い隠すことを禁じ、違反者に罰則を科すことを定める法律が制定された。

1 背景と経緯

2017 年 9 月、スイスにおいて、公共の場所等において顔面を覆い隠すことを禁ずるために、スイス連邦憲法（以下「憲法」）第 10a 条を新設することを提案する国民発議¹がなされた。2021 年 3 月 7 日、この憲法改正の是非を問う国民投票が実施され、投票者の約 51.2%が賛成票を投じ、全 26 州中 20 州で賛成票が反対票を上回ったため、この憲法改正案は可決された²。改正後の憲法第 10a 条は、同日中に施行された。同条は、宗教的な場所を除く公共の場所及び公衆がアクセスすることができ、誰でも利用することができるサービスが提供される場所において、原則として、顔面を覆い隠すことを禁ずる規定である³。同時に、同条は、他人に対して、性別を理由に顔面を覆い隠すことを強制することも禁ずる。同条の目的は、①個人が、公共の場所において公然と他人と会うことができるようにすること、②身元を隠して犯罪行為を行い、刑事訴追を免れるために顔面を覆い隠すことを禁ずることで公序の維持に資すること、③他人に対して、顔面を覆い隠すよう強制することを禁ずることの 3 つである。

ただし、第 10a 条の新設と同時に改正された憲法第 197 条は、第 10a 条の規定は施行のための立法が必要であると定めていた。この規定に従い、2023 年 9 月 29 日、「顔面を覆い隠すことの禁止に関する連邦法」⁴（全 5 か条）が制定され、同年 10 月 10 日に公布された。

2 主な内容

（1）適用の対象及び範囲（第 1 条）

第 1 条は、本法律が、憲法第 10a 条に定める顔面を覆い隠すことの禁止の実施について規定することを定める（第 1 項）。当該禁止は、スイス国内外の民間航空機の乗客や外交・領事関係の場所等には適用されない（第 2 項）。

（2）顔面を覆い隠すことの禁止及びその例外（第 2 条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 10 月 10 日である。

¹ 国民発議とは、国民による憲法改正の発議のことであり、発議には 18 か月以内に 10 万人以上の投票権者の署名を集める必要がある。憲法改正の発議は、国民又は連邦議会が行うことができるほか（憲法第 193 条及び第 194 条）、州及び連邦参事会（連邦政府）にも発議権があると解される。なお、憲法改正案は、直接民主制の要素が強いスイスにおいて、国民投票に付される法令の一つである。スイスの国民投票制度及び憲法改正手続については、山岡規雄『各国憲法集(6) スイス憲法』国立国会図書館、2013, pp.14-15, 20-24. <<https://doi.org/10.11501/8180562>> 参照。

² “Votation populaire du 07.03.2021,” Chancellerie fédérale ChF website <<https://www.bk.admin.ch/ch/f/pore/va/20210307/index.html>>

³ 公共の場所において顔面を覆い隠すことの禁止は、連邦憲法改正に先立ち、一部の州憲法により定められていた。しかし、この禁止が体系的に適用されているわけではなかったため、連邦レベルで統一した方法によりこの禁止を適用する目的で、憲法に規定が置かれることとなった。

⁴ “Loi fédérale sur l’interdiction de se dissimuler le visage,” Fedlex website <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2023/2295/fr>> なお、本法律の制定の背景等は、FF 2022 2668; Message concernant la loi fédérale sur l’interdiction de se dissimuler le visage, 2022.10.12. Fedlex website <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2022/2668/fr>> を参照した。

第2条は、有料又は無料で公衆がアクセスできる公共の、又は私的な場所において、輪郭を見分けることができない形で顔面を覆い隠す⁵ことを禁ずる（第1項）。「公衆」は、公的空間を日常的に利用する不特定多数の人々のほか、所定の目的のために割り当てられた場所を利用する不特定多数の人々を意味する。このため、第2条が適用される「場所」には、裁判所、学校、病院、公共交通機関のほか、レストラン、商業施設、映画館、競技場、プール、美容室、銀行等の、商品を販売し、又はサービスを提供する場所も該当する。一方、同条は、住居や私有地等の、誰もが利用することのできるサービスが提供されない場所には適用されない。公衆がアクセスすることのできない企業や行政機関の建物内、賃貸マンションの共有スペースもまた、同条が適用されない私的な場所とみなされる⁶。

ただし、同条は、宗教の実践に関する場所⁷で顔面を覆い隠す場合、自ら又は他人の健康を守ること⁸、自らの安全を保障すること⁹、気候条件から身を守ること¹⁰、慣習¹¹、芸術若しくは娯楽¹²又は広告¹³のいずれかを目的とする場合には、適用されない（第2項）。また、安全及び公共の秩序が脅かされないことを条件に、①顔面を覆い隠すことが本人の保護に必要である場合に、言論の自由や集会の自由等の基本的権利を行使すること又は②自らの意見を具象的に表明することのいずれかを目的として、公共の場所において顔面を覆い隠すことは認められ得る（第3項）。第3項による例外は、①匿名の加害者による犯罪の防止及び当該加害者の訴追による公益と②過度な制約を受けることなく公的空間において基本的権利（言論の自由、集会の自由等）を行使することによる個人の利益との間の均衡を見出すことを目的とする。

（3）刑罰に関する規定（第3条、第4条）

第3条は、第2条に規定する顔面を覆い隠すことの禁止に違反した者に1,000 スイス・フラン¹⁴以下の罰金を科すことを定める（第1項）。刑事訴追の権限は州にあり（第2項）、州裁判所が、比例原則を尊重しつつ、個別に量刑を決定する。

また、第4条は、秩序罰金に関する2016年3月18日の法律¹⁵を改正し、第2条への違反のうち、違法性があまり高くないものについては、軽微な違反行為を処罰するための簡略化された手続による秩序罰（300 スイス・フラン以下の罰金）を科すことも可能とする。

⁵ 「覆い隠す」の定義について、これに該当する語は、ドイツ語の条文では *verhüllen* 及び *verbergen* である。報告書（FF 2022 2668, 前掲注(4)）では、*verhüllen* は顔面を覆い隠す衣服又はスカーフを連想させる語であり、*verbergen* は顔面を覆い隠すことのできるその他全ての物を包含する語であると説明されており、フランス語の条文では *se dissimuler* の一語でこの二つの意味を表す。

⁶ これらの空間は外部から見ることができ、またこれらの空間において外部の人間が顔面を覆い隠す者に遭遇する可能性もあるが、第2条の適用基準は、公衆がその空間にアクセスすることのできるかどうかをより重視する。同様の理由により、不特定多数の人が利用する公共交通機関は第2条の適用対象であるが、自家用車は原則として知人同士で乗るものであるため、適用対象外となる。また、物理的にアクセスできない仮想空間も適用対象外となる。

⁷ モスク、教会、シナゴグ、寺院、墓地のほか、各宗教の祈禱が行われる火葬場、食堂等も該当すると解される。

⁸ 例えば感染症、呼吸器感染症、アレルギー、紫外線等への対策のための包帯やマスクの着用が該当すると解される。

⁹ 自動二輪車の運転者及び同乗者によるフルフェイスヘルメットの着用、スポーツ、レジャー又は溶接等の作業や実験の際の保護具の着用、警察、軍隊、消防士又は救急士によるマスクの着用が該当すると解される。

¹⁰ 寒さ、暑さ、大雨、強風等から身を守ることを目的とする場合が該当すると解される。

¹¹ 例えば、カーニバル、地方の伝統行事（アッペンツェル（Appenzell）地方のシルベスタークラウスの訪問（Silvesterchlausen）、ズアゼー（Sursee）のガチョウの首切り祭（Gansabhaut））の衣装のほか、宗教的儀式の衣装や、婚礼又は葬儀の際に着用するヴェール等、ハロウィンの仮装等が該当すると解される。

¹² 「慣習」（前掲注(11)）に該当しない、路上でのショー、映画や漫画の登場人物を使用した表現、音楽イベント、仮装、子供の誕生日パーティーのようなイベントが該当すると解される。

¹³ 各種の宣伝・広告における動物の仮装等が想定されるほか、所属政党のシンボルを身に着けることも許容される。

¹⁴ 1 スイス・フランは、約 171 円（令和 6 年 10 月分報告省令レート）。

¹⁵ “Loi sur les amendes d’ordre,” Fedlex website <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2017/725/fr>>